

国立市 統合型・公開型 GIS 整備事業プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

国立市統合型・公開型 GIS 整備事業

(2) 業務の目的

・統合型 GIS 整備事業

本市では、これまで一部業務に個別業務特化型 GIS を導入し、窓口対応や日々の業務に対する改善を図ってきたが、多くの業務は住宅地図に手書きで位置情報を整理し、関連する情報は紙資料や Excel、PDF で管理する等、情報の検索性、業務の効率性の観点から、多くの課題を抱えている。

本事業は、この課題解決の側面もあるが、これに留まるのではなく、市民サービスの向上に繋げる仕組みづくりを目指し、整備を行っていく。

各担当が所持する様々なデータを、共通の地図空間上で位置情報と関連情報の紐づけを行うとともに、これら情報を庁内で一元管理する。これにより情報の可視化および検索性の向上を図ることに加え、担当間のスムーズな情報共有を可能とし、より実効性の高い業務の効率化を推進する。

さらに複雑かつ多様化する住民ニーズに対し、部門間で横断的な政策検討を行うためのツールとして利活用することで、行政サービスの高度化を目指し、これらニーズに効果的かつ安定的に対応できる仕組みづくりを行う。

・公開型GIS整備事業

本市が保有するデータを地図と紐づく分かりやすい情報として、インターネットを通じて広く市民に公開することで、スマートフォンやパソコン等で、だれもが自由かつ容易に必要な情報を取得できるサービスを提供し、国立市DX推進計画に掲げる「スマート」な窓口（行かない窓口）の実現を目指していく。

さらに公開する情報の拡大、精査を継続的に行い、市と市民間の情報量格差の解消を図るとともに、市民が同じ情報量で行政課題やまちづくりに「共に取り組み、推進する」、市が目指す姿に向け、デジタル技術の活用によるアプローチとして、その役割を果たせるシステム構築を具現化する。

(3) 業務内容

- ・統合型及び公開型GIS の設計・構築業務
- ・データ整備及び移行（別紙1「データ移行等を行う対象一覧」参照）
（紙資料の電子化、住宅地図からの位置情報の転記、関連資料の紐づけ、個別業務特化型GISシステムからのデータ移行等）
- ・固定資産評価業務（現地調査）を GIS システムで行う機能整備

- 固定資産評価業務のうち、現地調査業務を統合型 GIS により行う機能整備
- ・統合型及び公開型 GIS の利用及び運用保守

令和 6 年度分：令和 7 年 3 月 1 日～3 月 31 日までの費用

(4) 委託期間

- ・統合型・公開型 GIS 整備費
契約締結日の翌日～令和 7 年 3 月 21 日
- ・利用料
契約締結日の翌日～令和 7 年 3 月 31 日

2 見積り額

2. 1 見積り内容

- ・統合型・公開型 GIS 整備費
※見積り限度額内で可能な追加提案については、見積りを分けて提出のこと。
- ・利用料

2. 2 見積り限度額

- ・委託費 37,944 千円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・利用料（令和 6 年度分） 150 千円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・利用料（令和 7 年度分） 5,600 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施方式

公募型プロポーザル方式による。

4 選定スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和 6 年 4 月 30 日（火）
参加申込受付締切	令和 6 年 5 月 15 日（水）
参加資格審査結果通知書送付	令和 6 年 5 月 17 日（金）
質問受付締切	令和 6 年 5 月 24 日（金）
質問回答	令和 6 年 5 月 29 日（水）
企画書提出締切	令和 6 年 6 月 5 日（水）
第一次審査（書類審査）結果通知	令和 6 年 6 月 19 日（水）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和 6 年 6 月 24 日（月）
第二次審査結果通知	令和 6 年 7 月上旬
契約締結	令和 6 年 7 月中

5 参加資格要件

申込時において、次に掲げる事項を全て満たしていること。

- (1) 国立市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 国立市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 9 月国立市訓令(甲)第 37 号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年号外政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (4) 申請する事業者もしくは複数の事業者により構成されるグループとする。なお、グループで参加する場合は、代表事業者を定め、構成員（協力会社）の役割を明確にすること。
- (5) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 法人およびその役員が、国立市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 42 条）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 提出された書類の記載事項に誤りがないこと。
- (9) 本業務を確実に遂行できること。

6 参加申込方法

本プロポーザルの参加申込方法は以下のとおり。

- (1) 提出期限
令和 6 年 5 月 15 日（水）午後 5 時まで
- (2) 提出先
「14 問合せおよび書類の提出先」のとおり。
- (3) 提出方法
持参または郵送による。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。
- (4) 提出書類
 - ア. 参加申込書（様式 1）
 - イ. 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格審査受付票（写）
 - ウ. 事業者概要（様式 2）
- (5) 提出部数
各 1 部
- (6) 参加資格審査結果の通知
提出資料をもとに参加資格の審査を行い、令和 6 年 5 月 17 日（金）までに、参加申込書等提出者宛に電子メールで通知する。

7 質問の受付および回答

本プロポーザルに関して確認事項や不明な点がある場合は質問書（様式 4）を提出すること。

(1) 質問期限

令和 6 年 5 月 24 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問書（様式 4）を電子メールにて提出する。

※電話や口頭での質問には回答しない。

(3) 質問先

「14 問合せおよび書類の提出先」のとおり。

(4) 質問への回答方法

令和 6 年 5 月 29 日（水）までに、全質問に対する回答を、質問者の名前を伏せた上で、国立市ホームページにて公表する。なお、提出期限を過ぎた質問については回答しないので注意すること。

8 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、以下の方法によって企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出書類

書類	様式	備考
ア 業務実施体制	様式 3	
イ 企画提案書	様式自由	別紙 2「企画提案書記述項目一覧」を参照。
ウ 見積書	様式自由	※宛名は「国立市長」とすること。 ※正本のみ代表者名等押印をすること。 ※消費税及び地方消費税を含む金額とすること。 ※見積りの内訳を添付すること。

■留意事項

別紙 2「企画提案書記述項目一覧」を踏まえて、次の項目を参考に対応方法や考え方を盛り込むこと。

- ① 業務実施方針
- ② 業務実施体制
- ③ 業務実施工程

- ④ システム全体内容
- ⑤ データ搭載
 - ※別紙1「データ移行等を行う対象一覧」に示すデータ整備について、移行方法、データ化の方法等
- ⑥ 情報セキュリティ対策
- ⑦ 運用・保守
 - ※システム導入にあたっては整備後、市民および職員の積極的な利活用が当然に期待されるが、利用促進に向けた支援内容等を記載すること。
- ⑧ 市民サービス向上に対する効果
- ⑨ 追加提案
 - ※本市を取り巻く環境・課題、さらには国内における今後の動向等を捉え、GISシステムが将来にわたり担うべき役割において、貴社が本市に提案できる内容について、その詳細な機能および金額を提示すること。
 - ※令和7年度以降の庁内全体への展開を見据えての提案も可とする
- ⑩ 当市予算額に捉われずGISシステムを活用した将来に向けた提案
- ⑪ その他、アピールポイント

※A4版（横）とし、両面にまとめること。A3版をA4版に折り込むことも可とする。

※企画提案書は表紙・目次を除く50頁を上限とし、要点を明確に記述すること。

※文字サイズは10.5ポイント以上とすること（注意書きは除く）。

※ホッチキスは2点留めとする。

（3）提出方法

持参または郵送にて提出する。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

（4）提出部数

- ・7部（正本1部、副本6部）および電子媒体（PDF形式）

※副本においては、事業者名を特定できるような内容（事業者名、ロゴなど）を記載しないこと。

（5）提出先

「14 問合せおよび書類の提出先」のとおり。

9 情報公開及び情報の提供

国立市情報公開条例の規定に基づき、個人情報及び法人その他の団体に関する情報を開示することにより正当な利益を害するものを除き公開対象とする。

なお、契約候補者決定前において、決定に影響を及ぼすおそれがある情報については決定後の開示とする。

10 候補者決定方法

国立市職員で組織する国立市統合型・公開型 GIS 整備事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により審査を行い、契約候補者を選定する。

(1) 企画提案書による書類審査

- ア. 参加資格を有すると判断された事業者について、企画提案書等による書類審査を行う。
- イ. 書類審査の対象となる事業者が 6 者以上の場合は、書類審査（第一次審査）の評価点が高い順に審査会議（第二次審査）に参加できる 5 者を決定する。
- ウ. 書類審査の対象となる事業者が 5 者以内の場合は、対象事業者全員が審査会議に参加する。
- エ. 審査会議に参加できるか否かは令和 6 年 6 月 19 日（水）までに電子メールで通知する。

(2) 審査会議（プレゼンテーションおよびヒアリング）

企画提案内容をより深く理解するため、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

- ア. 日 時 令和 6 年 6 月 24 日（月）
- イ. 場 所 国立市役所会議室
※日時・場所等の詳細については別途連絡する。
- ウ. 選 定 者 審査委員会
- エ. 時 間 1 者あたり 50 分程度（プレゼンテーション 40 分程度、質疑応答 10 分程度）
- オ. 内 容 事前に提出した企画提案書に基づいたプレゼンテーション
- カ. 留意事項

- ① デモンストレーションをプレゼンテーションに含めて行うこと。
- ② 当日の出席者は 5 名以内とする。
- ③ プレゼンテーションは原則として本業務を担当する予定の者が行うこと。なお、複数人で説明を分担しても差し支えない。
- ④ 資料は事前に提出された企画提案書を使用するため、改めて資料等を用意する必要はない。
- ⑤ プレゼンテーションは非公開とする。
- ⑥ パソコン等を使用する場合には、国立市がプロジェクターおよびスクリーンを用意する。パソコンおよびその他プレゼンテーションに必要な機器は、事業者が用意しプレゼンテーション当日に持参するものとする。（パソコン等を使用してプレゼンテーションを行う場合でも、事前に提出した企画提案書と同内容とする。）

- ⑦ プレゼンテーション出席者においては、氏名および分担業務内容（役割）等の説明を求める場合があるが、事業者名を特定できるような表現はしないこと。
- ⑧ 提案説明および質疑応答については記録する。

（3）審査基準等について

- ア．書類審査、審査会議ともに「国立市統合型・公開型 GIS 整備事業 業務委託プロポーザル審査基準表」に基づき審査を行う。
- イ．書類審査と審査会議の評価点の合計をもって総合評価点とし、最も総合評価点の高い事業者を契約候補者とし、次に総合評価点の高い事業者を次点者とする。
- ウ．得点と同数となった場合には、審査基準の評価項目「2. 企画提案書」の得点が高い事業者を上位とする。提案内容の得点も同数となった場合は、「1. 業務体制」の得点が高い事業者を上位とする。それでもなお、同数となった場合は、審査委員会の委員長が決するものとする。

（4）審査結果について

最終的な審査結果については、審査会議（プレゼンテーションおよびヒアリング）の日から1週間以内に全ての審査会議参加者に電子メールにて通知するとともに、国立市ホームページで契約候補者のみ公表する。

1 1. 契約の締結

本委託業務の契約候補者として選定された事業者と以下の要領で契約の交渉を行う。

（1）辞退等

辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合または国立市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の事業者を契約候補者とし契約の交渉を行う。

（2）契約内容および金額

最終的な契約内容および金額については、契約候補者と国立市の間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

※提案内容および見積額をもって直ちに契約を行うものではない。

（3）仕様

契約内容となる仕様については、別紙「国立市統合型・公開型 GIS 整備事業 要求仕様書」をもとに、契約候補者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

（4）提案内容

提案資料および提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

1 2 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (5) 提出された見積金額が国立市の見積限度額を超えている場合
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (8) その他、審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等は、国立市情報公開条例に基づく情報開示請求があった場合には開示の対象文書となる。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (8) 本プロポーザル実施要領およびその他の書式等に変更がある場合には国立市ホームページで告知する。
- (9) 提出書類のため国立市より受領した資料は、市の許可なく公表、使用できない。

1 4 問合せおよび書類の提出先

〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1

国立市 都市整備部 道路交通課 管理係 (担当) 野田・西平

電話番号：042-576-2111 (内線) 357・358

Eメールアドレス：sec_doro@city.kunitachi.lg.jp

ホームページ：https://www.city.kunitachi.tokyo.jp